

## サービス提供体制強化加算(Ⅰ)算定表

【介護福祉士による算定表】

施設名

## サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

★介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること

月	常勤換算方法により算出した介護職員の総数	常勤換算方法で算出した介護福祉士である職員数
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
合計		
1月当たりの平均		
介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合		

実績月数

- 注1 職員の割合の算出にあたっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いる。
- 2 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、または再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。  
この場合は、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちにその旨の届出を提出しなければならない。
- 3 介護職員に係る常勤換算にあつては、利用者・入所者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求業務等介護に関与しない業務を除く。)に従事している時間を用いても差し支えない。
- 4 介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。

## 前年度の実績が6月に満たない事業所の算定表

月	常勤換算方法により算出した介護職員の総数	常勤換算方法で算出した介護福祉士である職員数
月		
月		
月		
合計		
1月当たりの平均		
介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合		

## サービス提供体制強化加算(Ⅰ)算定表

【勤続10年以上の介護福祉士による算定表】

施設名 \_\_\_\_\_

### サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

★介護職員の総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること

月	常勤換算方法により算出した介護職員の総数	常勤換算方法で算出した勤続年数10年以上の介護福祉士である職員数
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
合計		
1月当たりの平均		
介護職員の総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合		

実績月数

- 注1 職員の割合の算出にあたっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いる。
- 2 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、または再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。この場合は、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちにその旨の届出を提出しなければならない。
- 3 介護職員に係る常勤換算にあたっては、利用者・入所者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求業務等介護に関わらない業務を除く。)に従事している時間を用いても差し支えない。
- 4 介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。
- 5 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。

### 前年度の実績が6月に満たない事業所の算定表

月	常勤換算方法により算出した介護職員の総数	常勤換算方法で算出した勤続年数10年以上の介護福祉士である職員数
月		
月		
月		
合計		
1月当たりの平均		
介護職員の総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合		

## サービス提供体制強化加算(Ⅱ)算定表

施設名

## サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

★介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること

月	常勤換算方法により算出した介護職員の総数	常勤換算方法で算出した介護福祉士である職員数
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
合計		
1月当たりの平均		
介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合		

実績月数

- 注1 職員の割合の算出にあたっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いる。
- 2 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、または再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。  
この場合は、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちにその旨の届出を提出しなければならない。
- 3 介護職員に係る常勤換算にあつては、利用者・入所者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求業務等介護に関わらない業務を除く。)に従事している時間を用いても差し支えない。
- 4 介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。

## 前年度の実績が6月に満たない事業所の算定表

月	常勤換算方法により算出した介護職員の総数	常勤換算方法で算出した介護福祉士である職員数
月		
月		
月		
合計		
1月当たりの平均		
介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合		

## サービス提供体制強化加算(Ⅲ)算定表 【介護福祉士による算定表】

施設名 \_\_\_\_\_

### サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

★介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること

月	常勤換算方法により算出した介護職員の総数	常勤換算方法で算出した介護福祉士である職員数
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
合計		
1月当たりの平均		
介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合		

実績月数

- 注1 職員の割合の算出にあたっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いる。
- 2 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、または再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。  
この場合は、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちにその旨の届出を提出しなければならない。
- 3 介護職員に係る常勤換算にあつては、利用者・入所者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求業務等介護に関わらない業務を除く。)に従事している時間を用いても差し支えない。
- 4 介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。

### 前年度の実績が6月に満たない事業所の算定表

月	常勤換算方法により算出した介護職員の総数	常勤換算方法で算出した介護福祉士である職員数
月		
月		
月		
合計		
1月当たりの平均		
介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合		

## サービス提供体制強化加算(Ⅲ)算定表 【常勤職員による算定表】

施設名 \_\_\_\_\_

### サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

★看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること

月	常勤換算方法により算出した看護・介護職員の総数	常勤職員数	
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			実績月数
1月			
2月			
合計			
1月当たりの平均			
看護・介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合			

- 注1 職員の割合の算出にあたっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いる。
- 2 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、または再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。  
この場合は、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちにその旨の届出を提出しなければならない。
- 3 介護職員に係る常勤換算にあつては、利用者・入所者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求業務等介護に関わらない業務を除く。)に従事している時間を用いても差し支えない。

### 前年度の実績が6月に満たない事業所の算定表

月	常勤換算方法により算出した看護・介護職員の総数	常勤職員数
月		
月		
月		
合計		
1月当たりの平均		
看護・介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合		

## サービス提供体制強化加算(Ⅲ)算定表 【勤続年数による算定表】

施設名 \_\_\_\_\_

### サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

★サービスを直接提供する職員のうち勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること

月	常勤換算方法により算出したサービス提供職員の総数	勤続年数7年以上の職員数	
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			実績月数
1月			
2月			
合計			
1月当たりの平均			
サービス提供職員の総数のうち勤続年数7年以上の者の占める割合			

- 注1 職員の割合の算出にあたっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いる。
- 2 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、または再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。  
この場合は、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちにその旨の届出を提出しなければならない。
- 3 介護職員に係る常勤換算にあつては、利用者・入所者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求業務等介護に関わらない業務を除く。)に従事している時間を用いても差し支えない。
- 4 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。
- 5 サービスを直接提供する職員とは、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員とする。

### 前年度の実績が6月に満たない事業所の算定表

月	常勤換算方法により算出したサービス提供職員の総数	勤続年数7年以上の職員数
月		
月		
月		
合計		
1月当たりの平均		
サービス提供職員の総数のうち勤続年数7年以上の者の占める割合		

## サービス提供体制強化加算：人材要件に係る割合算定表〔別紙〕

氏名	職種	雇用期間の始期	前月末日時点での勤続年数	備考

上記のとおり、相違ない旨、証明する。

年 月 日

事業所名： \_\_\_\_\_

代表者名： \_\_\_\_\_

<記載例>

\* 同一法人が経営する介護サービス事業所から異動があった場合の記載例

(例1)

A	生活相談員	H15. 4. 1	6年	〇〇事業所、通所介護、介護職員 H15.4.1～H19.3.31
---	-------	-----------	----	----------------------------------

(例2)

A	介護職員	H15. 4. 1	4年	〇〇事業所、通所介護 H15.4.1～H19.3.31 当事業所
A	生活相談員	H19. 4. 1	2年	
	合計		6年	

(注)

- 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。
- サービスを直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員または機能訓練指導員とする。